

議案第51号東郷町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第51号東郷町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を次のとおり修正する。

第2条第1項第2号中「監護するもの」の次に「又は18歳に達した子どものうち最初の3月31日までの間にあるもの（婚姻しているものを除く。）を現に扶養する者」を加え、同条第4項を削る。

第2条の2第1項及び第2項中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第3条第2項中「者は」を「場合は」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 就学児が東郷町障害者医療費支給条例（昭和48年東郷町条例第22号）による医療費の支給を受けることができる場合
- (2) 就学児が東郷町母子及び父子家庭医療費支給条例（昭和53年東郷町条例第20号）による医療費の支給を受けることができる場合
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合
- (4) 法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けることができる場合

第4条第1項中「当該子どもの保護者である」を削り、同条第2項中「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額」を「診療報酬」に改める。

第8条第1項及び第2項中「受給者証の交付を受けた者」を「受給者」に改める。

第10条中「子どもの保護者」を「受給資格者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。